

いわき市復興推進計画

平成 30 年 1 月 18 日

福島県いわき市

1. 計画の区域

いわき市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても沿岸部の集落が大津波によって壊滅的な被害を受けたほか、同年 4 月 11 日には本市内を震源にマグニチュード 7.0 の余震が発生し、本市内では 70%以上の事業所において建物や設備に被害が発生するなど、本市内の全域において、住宅や、水道、廃棄物処理等の社会インフラに多大な被害が及ぶところとなった。

このような中、本市においては、平成 28 年 2 月に策定された「新・いわき市総合計画 ふるさと・いわき 21 プラン改定後期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」において計画の柱の一つに「復興 震災前にも増して」を位置付けることで、単なる復旧・復興にとどまらない「真の復興の実現」を目指すこととしており、当該計画の中では「再生可能エネルギーによる発電や蓄電池及び省エネ機器の普及を進める」とし、再生可能エネルギーの利用促進を取組みの一つとしている。また、「いわき市環境基本計画（第二次）一部改正版（平成 28 年 2 月）」においては低炭素社会づくりを基本目標とし、「地球温暖化対策や災害に強いまちづくりなどの観点から再生可能エネルギーの導入拡大を図り、循環を基調とした持続可能なまちづくりを目指す」ことを位置付けている。

かかる状況下、本市で新たに木質バイオマス発電施設整備事業を行う企業を支援することを通して、再生可能エネルギーの利用促進及び地球温暖化対策による地域環境の保全を目指すとともに、本市の復興の推進を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市において再生可能エネルギーを活用した地球温暖化対策による地域環境の保全及び雇用機会の創出を図るため、木質バイオマス発電事業を行う立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に立地するエア・ウォーター&エネルギー・パワー小名浜株式会社（以下「対象事業者」という。）が、本市小名浜において、木質バイオマス発電施設及びPKS倉庫の新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本事業は、国内最大クラスとなる 75MW 級の木質バイオマス発電施設の新設であり、導入に伴う削減効果は、同規模程度の石炭火力発電と比較すると石炭を年間で約 20 万トン、CO₂ を年間で約 43 万トン削減できる効果が見込まれている。

このことは、本市の「新・いわき市総合計画ふるさと・いわき 21 プラン改定後期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」の中で再生可能エネルギーの目標として掲げている「市全体で省エネに取り組むため、太陽光をはじめ、既に利用している再生可能エネルギーの利活用を伸ばすとともに、まだ使われていないエネルギーを活用することを通して、自然の力を活用したエネルギーへの転換（低炭素社会づくり）を目指す。」ことを達成するために重要な役割を果たすものである。

また、対象事業者の予定設備投資額約 30,000 百万円は、福島県全体における電気・ガス・熱供給・水道業の設備投資額 11,026 百万円（1 社平均は 480 百万円）を大きく上回っている。

したがって、当該事業は本計画の目標にある「再生可能エネルギーの利用促進及び地球温暖化対策による地域環境の保全」に必要なかつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 4 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社東邦銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社京都銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社十六銀行、株式会社常陽銀行、株式会社大東銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社八十二銀行、株式会社広島銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北陸銀行、株式会社山口銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本事業は、同規模の石炭火力発電と比較するとCO₂を年間で約43万トン削減できる効果が見込まれ、地球温暖化対策に重要な役割を果たすものである。

また、本市で平成28年2月に策定した「真の復興の実現」を計画の柱とする「新・いわき市総合計画ふるさと・いわき21プラン改定後期基本計画（平成28年度～平成32年度）」において、再生可能エネルギーの利用促進及び低炭素社会の実現を目標にしており、福島県においても平成27年12月に策定した「福島県復興計画（第3次）」の重点プロジェクトの一つである新産業創造プロジェクトの目標値として、バイオマス発電施設の設備容量を平成26年度時点で13万kWであるところ平成32年度までに36万kW（360MW）まで普及させるとしている。

このことから、本事業は、本市のみならず福島県全域の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与する事業である。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、いわき市、福島県、株式会社東邦銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社京都銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社十六銀行、株式会社常陽銀行、株式会社大東銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社八十二銀行、株式会社広島銀行、株式会社北洋銀行、株式会社北陸銀行、株式会社山口銀行及び対象事業者を構成員とするいわき市産業復興・雇用創出協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。